

朝霞市教育委員会規則第7号

朝霞市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

朝霞市立小、中学校管理規則（昭和32年朝霞市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第6条」を「条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。